

東海市告示第 88 号

令和 6 年度東海市木造住宅除却工事費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

東海市長 花 田 勝 重

令和 6 年度東海市木造住宅除却工事費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、旧基準木造住宅の除却工事を行う者に対し、補助金を交付することにより、地震発生時における建築物の建替えによる耐震化及び倒壊等による道路閉鎖を防止し避難通路の確保を図り、災害に強いまちづくりを促進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧基準木造住宅 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された市内に存する木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅に限り、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。）をいう。
- (2) 除却工事 住宅の全てを除却し、除却後の廃材を運搬及び処分する工事をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する個人であること。
- (2) 次条に規定する補助対象住宅の所有者又は当該補助対象住宅の除却工事の施工に関し当該所有者の同意を得た居住者（当該住宅の除却をする工事の費用を負担する者に限る。）であること。
- (3) 市税を滞納していない者であること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（補助対象工事）

第4条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する旧基準木造住宅（以下「補助対象住宅」という。）に係る除却工事とする。

- (1) 延べ面積が30㎡以上であること。
- (2) 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値が1.0未満、一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法の一般診断法若しくは精密診断法による評点が80点未満と診断されたもの又は住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和6年1月30日国住市第40号。以下「技術的助言」という）に基づく所有者自らが実施する旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査において倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (3) 補助対象者が2以上の住宅を一つの工事として除却する場合にあっては、いずれか一つの住宅

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか少ない額とする。

- (1) 補助対象経費の額に23パーセントの割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）
- (2) 20万円（愛知県地域防災計画又は東海市地域防災計画に記載された緊急輸送道路に面する敷地に補助対象住宅が存する場合には、25万円）

2 補助金は、予算で定める額の範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、令和6年4月15日から令和7年1月15日までの間に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めたときは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 東海市木造住宅耐震診断結果報告書の写し、一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した住宅耐震（現地）診断の写し又は技術的助言に基づく旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票
- (2) 固定資産課税台帳登録証明書その他補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に建築されたものであることを証明する書類
- (3) 申請者が所有者と異なる場合は、当該補助対象工事の施工に関し所有者の同意を得たことを証する書類
- (4) 補助対象工事に係る費用の見積書
- (5) 補助対象住宅の案内図
- (6) 補助対象工事の施工前の補助対象住宅の現況写真
- (7) 市税を滞納していないことを証する書類
- (8) 暴力団員等でない旨の誓約書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付額（補助金の額が確定前のものにあつては、補助金の内定額）の合計額が予算の範囲を超えたときは、前項の規定による申請を受理しないことができる。

（補助金の変更申請）

第8条 申請者は、前条の申請内容に変更が生じたときは、速やかに補助金変更交付申請書を市長へ提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（補助金の交付の内定及び通知）

第9条 市長は、前2条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を内定し、補助金交付内定通知書により申請者に通知するものとする。

（事業の中止）

第10条 前条の規定による通知を受けた者（以下「交付内定者」という。）は、補助

対象工事を中止しようとする場合には、中止届を市長に提出しなければならない。

(完了届)

第11条 交付内定者は、補助対象工事を完了したときは、完了の日から起算して7日を経過した日又は令和7年3月14日までのいずれか早い日までに、完了届に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る契約書の写し
- (2) 補助対象工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象工事の施工中及び施工後の補助対象住宅の現況写真
- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事（建築物に係る解体工事に限る。）に該当する場合は、同法第10条第1項又は第2項の規定による届出に係る受領票の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 市長は、前条の完了届を受理したときは、現地調査を行い、適当と認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書により交付内定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 交付内定者は、前項の規定による支払を受けようとするときは、補助金支払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

(適用除外)

第15条 補助対象住宅が次に掲げる場合に該当するときは、この要綱による補助金

の交付を受けることができない。

- (1) 令和6年度東海市木造住宅耐震改修工事費補助金交付要綱（令和6年東海市告示第82号）又はこれに類する要綱により補助金を受けて耐震改修工事を行ったものである場合
- (2) 令和6年度東海市耐震シェルター等整備費補助金交付要綱（令和6年東海市告示第86号）又はこれに類する要綱により補助金を受けて耐震シェルター等の整備を行ったものである場合
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等又は住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅（災害により著しく損壊し、建築物でなくなった住宅を含む。）に該当するものである場合
- (4) 公共事業の実施による移転等に伴う補償金の対象となっている場合
（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。